

平成29年度 大東市教育委員会 4月 定例会 会議録

1. 開催年月日

平成29年4月19日（水） 午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・ 教育長 亀岡 治義
- ・ 教育委員 花田 眞理子
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 水野 達朗
- ・ 教育委員 太田 忠雄

4. 出席説明員（18名）

- ・ 学校教育部長兼教育政策室長 品川 知寛
- ・ 学校教育部指導監 岡本 功
- ・ 生涯学習部長 南田 隆司
- ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 辻本 雄大
- ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 前田 長昭
- ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター所長 伊藤 晴人
- ・ 生涯学習部次長兼生涯学習課長 田川 愛実
- ・ 学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・ 学校教育部教育政策室課長 田口 誠
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 宮田 典子
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 渡邊 良
- ・ 生涯学習課参事 黒田 淳
- ・ 生涯学習課参事 吉田 浩樹
- ・ 北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・ 学校教育部教育政策室上席主査 小田 恭裕
- ・ 福祉・子ども部総括次長兼子ども室長 青木 浩之
- ・ 福祉・子ども部子ども室上席主査 川邊 幸秀

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第13号
平成30年度大東市立小学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について
- 日 程 第 3 教委報告第1号
大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程にかかる専決処分について
- 日 程 第 4 教委報告第2号
大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第13号

平成30年度大東市立小学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、平成30年度大東市立小学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関して諮問を行う。

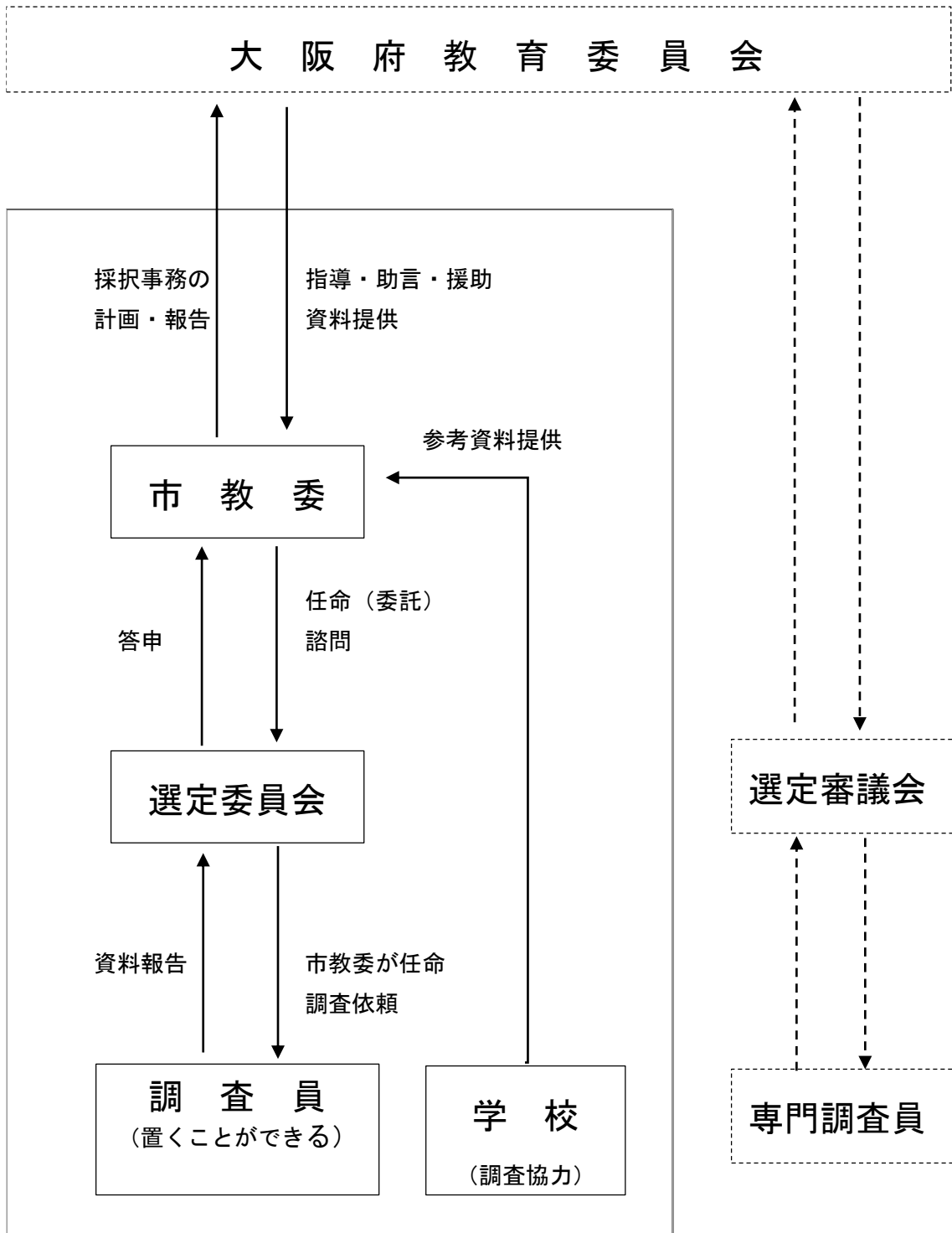
平成29年4月19日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成30年度大東市立小学校教科用図書特別の教科道徳の適正な選定を実施するため。

大東市教科書採択方法概念図



諮問文

大東市義務教育諸学校
教科用図書選定委員会 様

次の事項について、意見を求めます。

平成30年度大東市立義務教育諸学校使用教科用図書特別の
教科道徳の選定について

平成29年4月19日

大東市教育委員会

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

教委報告第1号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程にかかる専決処分について

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成29年4月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

大東市立野崎青少年教育センター所長に学校教育部次長をもって充てることに伴い、同センターにおける管理運営に関する専決事項について、課長限りで専決できる事項を、次長において専決させることに伴い、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程

平成 29 年 3 月 31 日

教委庁達第 1 号

大東市教育委員会事務局事務決裁規程（平成 3 年教委庁達第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「および室長」を削り、同条中第 10 号を第 12 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 2 号を加える。

(7) 次長 教委規則第 4 条に規定する次長をいう。

(8) 室長 教委規則第 4 条に規定する室長をいう。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の見出しおよび 1 項を加える。

(大東市立野崎青少年教育センターにおける専決の特例)

2 当分の間、大東市立青少年教育センター条例（平成 13 年条例第 25 号）第 2 条に規定する大東市立野崎青少年教育センターにおける課長限りで専決できる共通の事項は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、次長限りで専決するものとし、事務決裁規程別表第 1 を準用する。この場合において、同表第 1 項から第 4 項まで（第 2 項第 4 号から第 6 号までを除く。）の規定中「課長」とあるのは「次長」と、第 10 条第 1 項の表中

「

部	長	主管総括次長	主管課長
課	長	課長補佐	主管上席主査
上席主査		課長補佐	課長

」

とあるのは

「

部	長	主管総括次長	主管課長
次	長	課長補佐	主管上席主査

上 席 主 査	課 長 補 佐	次	長
---------	---------	---	---

」

と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

教委報告第2号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、平成29年4月10日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

平成29年4月19日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第95号）が、平成29年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されたことにかんがみ、所要の改正を早急に行う必要があったため。

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

平成 29 年 4 月 10 日

教 委 規 則 第 6 号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和 46 年規教委則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 項中「4 歳児にあつては 4, 200 円、5 歳児にあつては 3, 650 円」を「3, 000 円」に改め、同表備考第 5 項第 2 号中「属する世帯」の次に「または第 2 階層に該当する世帯」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市立幼稚園条例施行規則の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保育料について適用し、平成 28 年度分までの保育料については、なお従前の例による。

大東市立幼稚園条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 ~2 (略)</p> <p>3 C階層に該当する世帯のうち、所得割課税額が77,101円未満で前項各号のいずれかに該当する者が属する世帯の利用者負担額の月額は、この表の規定にかかわらず、<u>3,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定被監護者等で前号に該当する特定被監護者等以外の特定被監護者等のうち、年長者 この表に定める額に2分の1を乗じて得た額 (第2項各号のいずれかに該当する者が属する世帯<u>または第2階層に該当する世帯</u>にあつては0円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <p>表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 ~2 (略)</p> <p>3 C階層に該当する世帯のうち、所得割課税額が77,101円未満で前項各号のいずれかに該当する者が属する世帯の利用者負担額の月額は、この表の規定にかかわらず、<u>4歳児にあつては4,200円、5歳児にあつては3,650円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定被監護者等で前号に該当する特定被監護者等以外の特定被監護者等のうち、年長者 この表に定める額に2分の1を乗じて得た額 (第2項各号のいずれかに該当する者が属する世帯にあつては0円)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p>

8. 一般業務報告

1. 平成29年大東市議会3月定例会議会 代表質問および一般質問要旨について
2. 平成29年度就学援助所得基準および支給額について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、4月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、花田委員によりお願いいたします。

続きまして、日程第4の教委報告第2号につきまして、所管課であります福祉・子ども部子ども室よりの報告となりますため、議事進行上、日程第4を繰り上げて進めさせていただきます。

なお、本日は所管課であります福祉・子ども部子ども室の職員に出席をいただいております。

それでは、教委報告第2号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について」の報告をお願いします。

青木子ども室長

福祉・子ども部子ども室の青木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、教委報告第2号大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則にかかる専決処分について、ご報告させていただきます。

本規則の改正は、子ども・子育て支援法施行令が平成29年4月1日付けで改正され、国の施策において、年収が約360万円未満の世帯に対する保育料の軽減措置が変更されたことに伴うものです。

変更内容につきましては、2点ございます。

1点目は、市町村民税非課税世帯のうち、一般世帯の第2子に係る保育料を無償化したことでございます。

2点目は、市町村民税課税世帯のうち、年収が約360万円未満のひとり親世帯等の第1子に係る保育料を3,000円としたことと
でございます。

このたびの改正につきましては、改正後の基準による保育料を早急に保護者に通知する必要があったため、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、専決処分をさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

この案件に関しまして承認といたします。

それでは、福祉・子ども部はご退席ください。

(福祉・子ども部説明員 退出)

亀岡教育長

次に、日程第2に戻ります。教委議案第13号「平成30年度大東市立小学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について」の提案理由の説明をお願いします。

渡邊課長

教委議案第13号平成30年度大東市立小学校使用教科用図書特別の教科道徳選定に関する「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」選定委員の委嘱、任命および諮問について、ご説明いたします。

本議案につきましては、平成30年度大東市立小学校において使用する教科用図書特別の教科道徳の適正な選定を実施するため、大東市附属機関である「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会」を設置し、選定委員を委嘱、任命するとともに、別紙諮問文(案)

のとおり意見を求めるものです。

小・中学校で使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を踏まえた上で、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は、毎年度同一の教科用図書を採択しなければならないという規定がございます。

そのような中、次年度は、道徳が教科化され実施されることに伴い、今年度、検定申請に合格しております8社24点（66冊）の「特別の教科」道徳の教科用図書につきまして、教育委員会でご議論いただき採択をしていただくことが必要となります。

採択の流れにつきましては、別紙概念図のとおり、選定委員会を設置し、選定について教育委員会より諮問します。選定委員は、「大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」第2条により、教育委員会が委嘱・任命することとなっております。

選定委員会にて、きめ細やかな調査研究をするための調査員を置くこととなった場合は、同規則第4条により、教育委員会が委嘱または任命することとなっております。

調査委員会は、調査研究の結果を選定委員会に資料報告し、選定委員会が市教育委員会へ答申いたします。市教育委員会は、その答申とともに、大阪府教育委員会からの指導助言・資料提供を受け、また学校現場からの調査協力に基づく参考資料や教育研究所での見本展示を閲覧された市民のご意見も参考に、採択権者である教育委員会としての責任のもと、採択を行っていただきます。

大阪府教育委員会への採択結果の報告が7月末となっておりますので、7月の教育委員会議において採択していただくこととなります。

次に選定委員の構成ついてですが、4枚目に付けております「大

東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領」第2条第1項により、小学校等の校長から2名、教育委員会事務局の職員2名、大東市PTA協議会から2名となっております。公正確保のため、選定委員のお名前につきましては、7月の採択が終了するまで非公開となっております。

以上、特別の教科道徳の教科用図書の適正な採択のため、選定委員会の設置、選定委員の委嘱・任命と諮問につきまして、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

最終は、7月末に選定、決定という形ですね。また、事前に教育委員の中で勉強会等はしていただけるのでしょうか。

渡邊課長

今後、選定委員会が認められた場合に、先ほどご説明申し上げましたその後の調査員の研究が約1か月かかるかと思えます。また、それを選定委員会の方に報告をいただきまして、その時点で教育委員の皆さまにお示ししまして、学習会のようなものを事前に行っていきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委報告第1号「大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程にかかる専決処分について」の報告をお願いします。

藤原課長

教委議案第1号大東市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程にかかる専決処分について、ご報告をさせていただきます。

本改正につきましては、平成29年度人事異動によりまして、大東市立野崎青少年教育センター所長に学校教育部次長をもって充

てることに伴い、同センターにおける管理運営に関する専決事項について、課長限りで専決できる事項を、次長において専決させることについて、所要の改正を本年の4月1日より実施する必要があったため、教育長により専決処分を行いました。このたび、このことにつきましてご報告するものでございます。

改正内容につきましては、本改正規程第2項、付則におきまして、野崎青少年教育センターにおける専決権者を課長ではなく、次長に読み替えて事務決済を行うとするといったものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

亀岡教育長

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

この案件に関しまして承認といたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①平成29年大東市議会3月定例月議会 代表質問および一般質問要旨について

⇒3月定例月議会における代表質問および一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、代表質問において、5議員から26項目。一般質問について、11議員から29項目。

意見・質問等

・「健全なけん玉の普及について」という質問について、これは、けん玉を通じて健全な育成を図るといった学校教育方針があつてのことか。

⇒スマートフォンの利用についての質問と関連した質問である。

より集中力をもって取り組めることの一例として、けん玉が有効なのではないかという趣旨での質問であった。

②平成29年度就学援助所得基準および支給額について

⇒平成29年度の就学援助の認定基準について、就学援助の目的、趣旨を考慮し、平成26年度の生活保護基準を基礎として算出し、平成26年度と同額の認定基準額としている。(平成25年度の生活保護基準の見直しに伴う経過措置が平成27年度で終了し、当該年度の生活保護基準により就学援助認定基準額を算出すると、認定基準額が大幅に低くなり、申請者にとって厳しいものとなるため。)また、支給額について、国の要保護児童生徒援助費補助金の平成29年度の予算について補助単価の見直しが行われ、新入学学用品費の大幅な引き上げがあったことに伴い、国と同様に引き上げを行った。

意見・質問等

・引き上げ理由はどのようなものだったのか。

⇒国の引き上げに伴うものだが、やはりランドセルや制服といった新入学学用品を用意する金額として低いのではないかとこのことだと考えている。

・大東市で就学援助を受けている人数は。

⇒平成28年度の認定率は小学校24.5%、中学校28.7%

・認定率の推移は。

⇒平成27年度の認定率は小学校25.5%、中学校29%

全国的にも認定率は少し減っている状況である。

以上

平成29年5月16日

亀岡教育長

花田委員